

議案第17号

佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年8月23日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例（昭和62年佐倉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1 佐倉市志津コミュニティセンターの項施設の目中

「

6,600円	8,810円	6,600円	22,010円
2,010円	2,680円	2,010円	6,700円
1,110円	1,480円	1,110円	3,700円
670円	890円	670円	2,230円
650円	870円	650円	2,170円
880円	1,180円	880円	2,940円
		530円	
530円	710円	530円	1,770円
440円	600円	440円	1,480円
2時間につき820円			

」を

「

7,320円	9,760円	7,320円	24,400円
2,240円	2,980円	2,240円	7,460円
1,230円	1,650円	1,230円	4,110円
750円	1,000円	750円	2,500円
730円	970円	730円	2,430円
980円	1,310円	980円	3,270円
		590円	
590円	790円	590円	1,970円
500円	670円	500円	1,670円
2時間につき1,230円			

」に

改め、同表佐倉市和田コミュニティセンターの項施設の目中

「

4,520円	6,030円	4,520円	15,070円
--------	--------	--------	---------

」を

「

5,010円	6,690円	5,010円	16,710円
--------	--------	--------	---------

」に

改め、同表佐倉市佐倉コミュニティセンターの項施設の目中

「

2,030円	2,720円	2,030円	6,780円
550円	730円	550円	1,830円
220円	300円	220円	740円
610円	810円	610円	2,030円
450円	610円	450円	1,510円
450円	610円	450円	1,510円
760円	1,010円	760円	2,530円
320円	430円	320円	1,070円
		320円	

」を

「

2,260円	3,020円	2,260円	7,540円
590円	780円	590円	1,960円
250円	330円	250円	830円
670円	900円	670円	2,240円
500円	670円	500円	1,670円
500円	670円	500円	1,670円
840円	1,130円	840円	2,810円
360円	490円	360円	1,210円
		360円	

」に

改め、同表佐倉市千代田・染井野ふれあいセンターの項施設の目中

「

1, 240円	1, 650円	1, 240円	4, 130円
410円	560円	410円	1, 380円
780円	1, 040円	780円	2, 600円

」を

「

1, 380円	1, 840円	1, 380円	4, 600円
470円	630円	470円	1, 570円
870円	1, 170円	870円	2, 910円

」に

改める。

別表第2 佐倉市佐倉コミュニティセンターの項中「430円（590円）」を「450円（610円）」に、「260円（360円）」を「270円（370円）」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、令和4年4月1日以後の佐倉市志津コミュニティセンター、佐倉市和田コミュニティセンター、佐倉市佐倉コミュニティセンター及び佐倉市千代田・染井野ふれあいセンターの使用に係る使用料について適用する。